第5表

離島供給収支計算書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　百万円）

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
水力発電費		電灯料（離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）（燃料費調整分）	
火力発電費		電力料（離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）（燃料費調整分）	
新エネルギー等発電等費		他社販売電源料	
他社購入電源費		託送収益	
非化石証書購入費		接続供給託送収益	
販売費		（離島ユニバーサルサービス費）（燃料費調整分）	
		電気事業雑収益	
		遅収加算料金	
		社内取引収益	
		（離島ユニバーサルサービス費相当額）（燃料費調整分相当額）	
営業利益（又は営業損失）			
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
（株式交付費）		（預金利息）	
（株式交付費償却）			
（社債発行費）			
（社債発行費償却）			
事業外費用		事業外収益	
特別損失		特別利益	
税引前離島部門当期純利益（又は税引前離島部門当期純損失）			
法人税等			
離島部門当期純利益（又は離島部門当期純損失）			

（記載注意）

1　次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

（1）　離島供給収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）

（2）　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

（3）　必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。

3　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

第6表

インバランス等収支計算書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　百万円）

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
地帯間購入電源費		地帯間販売電源料	
（インバランス対応取引費用）		（インバランス対応取引収益）	
（インバランスネッティング費用）		（インバランスネッティング収益）	
（広域運用調整電力量に係る費用）		（広域運用調整電力量に係る収益）	
他社購入電源費		他社販売電源料	
（インバランス対応取引費用）		（インバランス対応取引収益）	
（インバランスの買取りに係る費用）		（追加供給電力量に係る収益）	
（追加供給電力量に係る費用）		（追加供給力に係る収益）	
（追加供給力に係る費用）		託送収益	
社内取引費用		接続供給託送収益	
（インバランス対応相当額取引費用）		（インバランスの供給に係る収益）	
（インバランスの買取相当額取引費用）		（インバランスリスク料に係る収益）	
		（インバランス調整に係る収益）	
		社内取引収益	
		（インバランス対応相当額取引収益）	
		（インバランスの供給相当額取引収益）	
		（インバランスリスク料相当額取引収益）	
特別損失		特別利益	
（インバランス調整に係る費用）		（インバランス調整に係る収益）	
インバランス等取引利益（インバランス等取引損失）			

（記載注意）

1．次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1)　インバランス等収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）

(2)　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

(3)　必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

(4)　インバランスの供給に係る電力量（kWh）及びインバランスの買取りに係る電力量（kWh）

(5)　インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額

2．インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第13条の3の3第2号に掲げる額を記載すること。